（法第三十条第一項の規定による報告の方法等）

第二十九条　法第三十条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

一　報告年月日の前日において在籍している法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）及び同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

二　当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

三　法第二十八条の規定により周知された同条に規定する教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

（幼保連携型認定こども園の指導要録）

第三十条　園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。

2　園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3　園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

4　指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

5　令第八条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

第三十一条　法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手続その他の細則については、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長）が、これを定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（一部改正法附則第三条第一項ただし書の規定による申出の方法）

第二条　一部改正法附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第八条第二号に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する旧幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に提出して行うものとする。

（一部改正法附則第四条第一項の主務省令で定める要件）

第三条　一部改正法附則第四条第一項の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあること。

二　廃止する幼稚園の数と設置する幼保連携型認定こども園の数が同一の数以下であること。

（学校教育法施行規則の一部改正）

第四条　学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「受けた指導要録」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）」を、「転学先の校長」の下に「、保育所の長又は認定こども園の長」を加える。

（学校保健安全法施行規則の一部改正）

第五条　学校保健安全法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「転学先の校長」の下に「、保育所の長又は認定こども園の長」を加える。

第十五条第二項中「他の学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を、「異動後の学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

省　令

○財務省・経済産業省令第二号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第三十八条第二項及び第四十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

附　則

この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第百十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

1　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百四十八号）の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。